

(写)

6 三総政第 375 号

令和 6 年 9 月 30 日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

三鷹市長 河 村 孝

議案の送付について

令和 6 年第 3 回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第42号 教育長の任命について
- 議案第43号 教育委員会委員の任命について
- 議案第44号 総合オンブズマンの委嘱について
- 議案第45号 総合オンブズマンの委嘱について
- 議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解契約の締結について
- 議案第47号 令和 6 年度三鷹市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 42 号

教育長の任命について

次の者を三鷹市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

まつ なが とおる
松 永 透

令和 6 年 9 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

教育長を任命するため、本案を提出します。

参考法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(以下省略)

1 略 歴

氏 名	まつながとおる 松 永 透
現 住 所	東京都中野区
職 歴 等	
昭和63年 4 月	東京都西多摩郡日の出町平井中学校教諭
平成21年 4 月	三鷹市教育委員会事務局教育部指導課統括指導主事
平成23年 4 月	同市教育委員会事務局教育部指導課教育施策担当課長
平成25年 4 月	連雀学園三鷹市立第一中学校長
平成29年 4 月	三鷹市教育委員会事務局教育部指導課長
令和 2 年 3 月	東京都教育委員会退職
令和 2 年 4 月	三鷹市教育委員会事務局教育部総合教育政策担当部長三鷹市立 三鷹図書館長事務取扱
令和 3 年 4 月	同市教育委員会事務局教育部総合教育政策担当部長教育政策推 進室長事務取扱
令和 5 年 4 月	同市教育委員会事務局教育部調整担当部長
令和 5 年10月	同市教育委員会事務局教育部調整担当部長・三鷹市国立天文台 周辺地区まちづくり推進本部事務局次長併任
令和 6 年 4 月	同市教育委員会事務局教育部長・都市再生部三鷹市国立天文台 周辺地区まちづくり推進本部事務局長併任、現在に至る。

2 任 期

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで

議案第 43 号

教育委員会委員の任命について

次の者を三鷹市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

さん べい きょう こ
三 瓶 恭 子

令和 6 年 9 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

教育委員会委員を任命するため、本案を提出します。

参考法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第4条 (第1項省略)

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(以下省略)

1 略 歴

氏 名	三 瓶 恭 子
現 住 所	東京都三鷹市

職 歴 等

平成19年 5 月から	三鷹市立大沢台小学校 P T A 会長
平成20年 4 月まで	(平成20年 4 月からおおさわ学園三鷹市立大沢台小学校)
平成22年 4 月から	おおさわ学園三鷹市立第七中学校 P T A 副会長
平成24年 3 月まで	
平成29年 4 月	おおさわ学園コミュニティ・スクール委員会委員、現在に至る。
平成31年 4 月から	おおさわ学園コミュニティ・スクール委員会会長
令和 5 年 3 月まで	
令和 6 年 4 月	三鷹市立大沢台小学校地域子どもクラブ実施委員会クラブコーディネーター、現在に至る。

2 任 期

令和 6 年10月16日から令和10年10月15日まで

議案第 44 号

総合オンブズマンの委嘱について

次の者を三鷹市総合オンブズマンに委嘱したいので、三鷹市総合オンブズマン条例第 2 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

なか	むら	いち	ろう
中	村	一	郎

令和 6 年 9 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

総合オンブズマンを委嘱するため、本案を提出します。

参考法令

三鷹市総合オンブズマン条例抜粋

(総合オンブズマンの組織等)

第2条 総合オンブズマンの定数は3人以内とし、人格が高潔で社会的信望が厚く、地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

(以下省略)

1 略 歴

氏 名	中 村 一 郎
現 住 所	東京都武蔵野市

職 歴 等

平成 9 年 4 月	弁護士登録
平成 15 年 4 月から	三鷹市法律相談員
平成 24 年 9 月まで	
平成 19 年 1 月	中村法律事務所所長に就任、現在に至る。
平成 20 年 10 月	武蔵野市、西東京市、柳泉園組合の顧問弁護士、現在に至る。
平成 24 年 10 月	三鷹市総合オンブズマン、現在に至る。
平成 25 年 4 月から	三鷹市公益通報委員会アドバイザー
令和 2 年 3 月まで	

2 任 期

令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで

議案第 45 号

総合オンブズマンの委嘱について

次の者を三鷹市総合オンブズマンに委嘱したいので、三鷹市総合オンブズマン条例第 2 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

かた	ぎり	とも	み
片	桐	朝	美

令和 6 年 9 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

総合オンブズマンを委嘱するため、本案を提出します。

参考法令

三鷹市総合オンブズマン条例抜粋

(総合オンブズマンの組織等)

第2条 総合オンブズマンの定数は3人以内とし、人格が高潔で社会的信望が厚く、地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

(以下省略)

1 略 歴

氏 名	かたぎりともみ 片桐朝美
現 住 所	東京都国分寺市

職 歴 等

平成20年4月から 杏林大学保健学部健康福祉学科講師

平成26年3月まで

平成24年10月 三鷹市総合オンブズマン、現在に至る。

平成26年4月から 杏林大学保健学部健康福祉学科准教授

令和4年3月まで

令和4年4月 杏林大学保健学部健康福祉学科教授、現在に至る。

2 任 期

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで

議案第 46 号

損害賠償の額の決定及び和解契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

損害賠償の額の決定及び和解契約の締結について

令和6年7月7日午後8時45分ごろ、東京都知事選挙の投票事務に係る備品等を公用車により投票所から第三庁舎に移送する際、三鷹市民センター駐車場において当該公用車を転回させた際に駐車中の相手方車両に接触し、相手方車両の一部を破損させた。

この事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定するとともに、和解契約を締結する。

記

1 損害賠償の額

66万234円

2 損害賠償及び和解契約の相手方

埼玉県所沢市在住者

3 和解契約の内容

市は、相手方に対し損害賠償として66万234円を支払うことを約し、相手方は、今後本件に係る損害賠償の請求等を行わないことを約する。

提案理由

損害賠償の額の決定及び和解契約の締結を行うため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第1号から第11号まで省略)

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

- (13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(以下省略)

議案第 47 号

令和 6 年度三鷹市一般会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝